【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 2025年11月6日

【会社名】 株式会社ケイファーマ

【英訳名】 K Pharma, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福島 弘明

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木七丁目7番7号

【電話番号】 03-6629-3380

【事務連絡者氏名】 常務取締役CFO 松本 真佐人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木七丁目7番7号

【電話番号】 03-6629-3380

【事務連絡者氏名】 常務取締役CFO 松本 真佐人

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 500,000,000円

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

その他の者に対する割当 500,000,000円

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

その他の者に対する割当 500,000,000円

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社ケイファーマ第1回無担保転換社債型新株予約権付社 債(注)1
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金500,000,000円
各社債の金額(円)	金100,000,000円の1種
発行価額の総額(円)	金500,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものと する。
利率(%)	年率 2 %
利払日	2026年6月30日を第1回の利払日とし、その後毎年6月30日及 び12月31日(最後の支払いに関しては2028年11月30日)
利息支払の方法	1 本社債の利息は、払込期日の翌日(同日を含む。)から償還日(同日を含む。)までこれを付し、2026年6月30日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月30日及び12月31日(最後の支払いに関しては2028年11月30日)に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日に関しては払込期日)の翌日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含む。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)にて、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、1年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 2 利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。 3 本社債の償還後は、利息は発生しない。 4 本社債が2028年11月30日よりも前に償還される場合、当該償還される本社債の利息は、当該償還日の直前の利払日(第1回の利払日より前に本社債が償還される場合においては払込期日)の翌日(同日を含む。)から当該償還日(同日を含む。)までの期間について支払われる。また、本新株予約権が行使された場合、当該本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前の利払日後における当該本新株予約権に係る本社債の利息は発生しない。
償還期限	2028年11月30日
償還の方法	1 本社債は、2028年11月30日に、その総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第3号乃至第6号に定めるところによる。 2 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 3 当社は、償還日の2週間前までに本新株予約権付社債権者に通知した上で、いつでも、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。 4 組織再編行為による繰上償還当社が新設分割会社となる吸収分割、()当社が新設分割会社となる新設分割、()当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は()当社が完全子会社となる株式交付(以下「組織再編行為」という。)につき公表し、又は当社株主総会で承認決議した場合で、本新株予約権付社債権者の書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により 銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定され 合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定され 日又は上場廃止が決定した日以降、本新株予約権付社 権者に対する償還決定の通知があった場合には、当該 日又は通知日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部ソ 一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。 6 当社は、当社がアルフレッサ株式会社(以下「アルフー サ」という。)との間で締結する2025年11月6日付業務 基本契約書(以下「本業務提携基本契約」という。)第4 に定める義務に違皮には、アルフレッサが指 る日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債 金額100円につき100円で償還する。 7 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株 権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株 約権の一方のみを消却することはできない。 第三者割当ての方法により、アルフレッサに全額を割り る。 申込証拠金(円) 申込期間 申込取扱場所 株式会社ケイファーマ 経営管理部 東京都港区六本木七丁目7番7号 2025年12月3日 本新株予約権付社債を割り当てる日は2025年12月3日とする。 振替機関 該当事項なし 担保		有個証法
募集の方法る。申込証拠金(円)該当事項なし申込期間2025年12月3日申込取扱場所株式会社ケイファーマ 経営管理部東京都港区六本木七丁目7番7号払込期日2025年12月3日本新株予約権付社債を割り当てる日は2025年12月3日とする。振替機関該当事項なし担保本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、		当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求、又は当社から本新株予約権付社債債権者に対する償還決定の通知があった場合には、当部での全部でので償還する。 6 当社は、当社がアルフレッサ株式会社(以下「アルフレッサ」という。)との間で締結する2025年11月6日付業務は上である義務に違反した場合には、アルフレッサが指定の金額100円につき100円で償還する。 7 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。
申込期間2025年12月3日申込取扱場所株式会社ケイファーマ 経営管理部東京都港区六本木七丁目7番7号払込期日2025年12月3日本新株予約権付社債を割り当てる日は2025年12月3日とする。振替機関該当事項なし担保本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、	募集の方法	第三者割当ての方法により、アルフレッサに全額を割り当て る。
申込取扱場所株式会社ケイファーマ 経営管理部東京都港区六本木七丁目7番7号払込期日2025年12月3日本新株予約権付社債を割り当てる日は2025年12月3日とする。振替機関該当事項なし担保本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、	申込証拠金(円)	該当事項なし
申込取扱場所東京都港区六本木七丁目7番7号払込期日2025年12月3日 本新株予約権付社債を割り当てる日は2025年12月3日とする。振替機関該当事項なし担保本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、	申込期間	2025年12月 3 日
払込期日本新株予約権付社債を割り当てる日は2025年12月3日とする。振替機関該当事項なし担保本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、	申込取扱場所	
│ │担保 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、	払込期日	2025年12月3日 本新株予約権付社債を割り当てる日は2025年12月3日とする。
	振替機関	該当事項なし
い。 財務上の特約(担保提供制限) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、 株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転打		本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予
約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位 担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とし 会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって 会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とするで が新株予約権の内容とされたものをいう。		約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の 担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、 会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、 会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使 に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすること が新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約(その他の条項) 本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務」 特約は付されていない。	, ,	

- (注) 1.本書に係る株式会社ケイファーマ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を、本書において、文脈に応じて個別に又は株式会社ケイファーマ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び株式会社ケイファーマ第3回無担保転換社債型新株予約権付社債と総称して、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といい、本新株予約権付社債については、2025年11月6日付の当社取締役会において発行を決議しております。
 - 2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債に、社債管理者は設置しない。

- 3.期限の利益喪失に関する特約
 - (1) 当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき。

当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができなかったとき。

有価証券届出書(組込方式)

当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を 受けたとき。

当社が当社とアルフレッサの間で締結する本業務提携基本契約における誓約事項に違反したとき。 当社が()本新株予約権付社債のアルフレッサへの割当てに係る当社とアルフレッサの間の2025年11月 6日付投資契約書(以下「本投資契約」という。)における表明及び保証、又は()本業務提携基本契約 における表明及び保証に違反したとき。

- (2) 当社が別記「償還の方法」、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第5項、別記「(新株予約権付社債に関する事項)」(注)第3項「株式の交付方法」又は別記「財務上の特約(担保提供制限)」の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされない場合、本新株予約権付社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。
- 4. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に書面により通知する方法によることができる。

- 5. 社債権者集会に関する事項
 - (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債権者と当社との間で特段の合意が無い限り、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- 6. 本新株予約権付社債について、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株 式であり、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに 代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は 処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債 の額面金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項記載の 転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる 1 株末満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産 2 各本新株予約権に係る本社債 2 各本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。 3 転換価額 各本新株予約権の行使により交付する割社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、750円とする。但し、転換価額の修正は行わない。 4 転換価額の修正は行わない。 5 転換価額の修正は行わない。 5 転換価額の修正は行わない。 5 転換価額の修正は行わない。 6 転換価額の修正は行わない。 6 転換価額の修正は行わない。 7 転換価額の修正は行わない。 6 転換価額の修正は行わない。 7 転換価額の修正は行わない。 8 転換価額の修正は行わない。 8 転換価額の修正は行わない。 8 転換価額の修正は行わない。 6 転換価額の修正は行わない。 7 転換価額の修正は行わない。 8 転換価額の修正は行わない。 8 転換価額の修正を生じる場合又は複類調整を式しより当時価値で表する。 8 下記(2)に掲げる各事由により当社の音域株式数とで表すのでは、次に定めるところによる。 8 下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもつよる。 8 下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもつまる。分析表に発行し、又は当社の保有するところによる 8 下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有するところによる 8 下記(4)に定める時価を下回る払う金額をもって当社普通株式を分析社債に付されたものを含む。)の行便、取得得ま水権付地式通株式を交付する場合を含む。)の行便、取得得ま水値付生は計選が表しては、無くの受けを請求できる訴券又は権様のの現得、そって他当社普通株式を交付する場合を移りの表別のを対しても、無くのの場合はその最終をの配換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合を分付する場合を除く。) 調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。株式の別目に対かるる発行する場合ににであるを対しまの場合を含む。)、アの代のにに定義するは別よに下記(4)に定める時価を下回る対価値本での場合を含で付することのの場合を含めは別よての場合を除く。)。の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権では対方を対して、対応を対して、対応を対して、対応を対して、対応を対して、対応を対して、対応を対して、対応を削削をを削削をもいのの場のは、次付する場所のは、表に関するを削削をもいの場のには、表に関するの思導には、表に関するの思導には、表に対しの場合を含む。)のの限締役その他の役員又は使用人に新株予約権で付する場合を除く。)。の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を対応を除く。)。の取締役との他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)。明確は対応は対しに対して、対応は対しに対しに対しないに対しないに対しないに対しないに対しないに対しないに対しない
	(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約 権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に上記 による転換価額の 調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄 化後普通株式数が、()上記交付の直前の下記(4) に定める既発 行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、当該超 過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなし て、転換価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付 の直前の下記(4) に定める既発行普通株式数を超えない場合は、 本 の調整は行わないものとする。本 における「完全希薄化後 普通株式数」とは、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の 日における、当社の発行済普通株式の総数から、当該日における 当社の有する当社の普通株式数を控除した数とし、当該転換価額 の調整前に、本(2)又は下記(5)に基づき「交付普通株式数」とみ なされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式 の株式数(但し、当該転換価額の調整前に、当該取得条項付株式等 に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未 だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得 条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株 式の株式数を加えるものとする。

本(2)における対価とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式 等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた 額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予 約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、そ の行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、 その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等又は 取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交 付される普通株式の数で除した金額をいう。

普通株式の併合をする場合

(4)

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用す る。

本(2) 乃至 の各取引において、各取引に係る基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本(2) 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整後の転換価額の適用日以降において、次の算出方法により、当社普通株式を追加交付する。

株式数 = (調整前 - 調整後) ×調整前転換価額により当該 株式数 = (転換価額 - 転換価額) × 期間内に交付された株式数 調 整 後 転 換 価 額

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
 - 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて 適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券 取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値の ない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未 満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。

	株式会社ケイ	, ,
		出書(組込方式)
	転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、各取引に	
	ていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の	
	日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において	
	当社の保有する当社普通株式を控除した数とし、当該転換価額	
	の調整前に、上記(2)又は下記(5)に基づき「交付普通株式数」	
	│ とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普 │ 通株式の株式数を加えるものとする。転換価額調整式で使用す │	
	は	
	には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社	
	の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)と	
	し、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減し	
	少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に	
	│ 関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使 │ │ 用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの │	
	払込金額」は、上記(2) の場合は当該払込金額(金銭以外の財	
	産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場	
	合は0円とする。)、上記(2) 及び の場合は0円とし、上記	
	(2) 及び の場合は上記(2) で定める対価の額とする。	
	(5) 上記(2)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げ る場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当	
	社は、必要な転換価額の調整を行う。	
	会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とす	
	るとき。	
	その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等	
	│ の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 │ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由 │	
	に基づく転換価額の調整に際して、他方の事由による影響を考慮し	
	する必要があるとき。	
	(6) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開	
	始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を	
	│ 行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及び │ │ その適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2) │	
	に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うこと	
	ができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。	
新株予約権の行使により株式を発行	金500,000,000円	
する場合の株式の発行価額の総額		
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本	1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格	
	大蛇性子の佐のにはにより発にするとは逆角性子(性の発に価格は	
	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、 別記「新株予約権の行使時の払込全額、記載の転換価額(転換価額が調	
組入額	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調	
	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本	
	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	
	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額	
	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資	
	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数	
	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資	
組入額	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。	
	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下	
組入額	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株	
組入額	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下	
組入額	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日	
組入額	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日	
組入額	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日 (3) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上	
組入額	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日 (3) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降	
組入額	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日 (3) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上	
新株予約権の行使期間	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日 (3) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 (4) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降	
新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日 (3) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 (4) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降	
新株予約権の行使期間	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日、は普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日、対策を行使するによができない。 (2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日 (3) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 (4) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降 1 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	
新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1)当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日、出資では、関還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 (4)当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 (4)当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降 1 新株予約権の行使請求の受付場所三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求の取次場所	
新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日、は普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日、対策を行使するによができない。 (2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日 (3) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 (4) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降 1 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	
新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日(3) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降(4) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降 1 新株予約権の行使請求の受付場所三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求の取次場所該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所該当事項なし	
新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日(3) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降(4) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降 1 新株予約権の行使請求の受付場所三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部2 新株予約権の行使請求の取次場所該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所該当事項なし 1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	
新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(3) 当社が、別記「償還の方法」第3項「五の五の計算を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降(4) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益を失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降 1 新株予約権の行使請求の受付場所三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部2 新株予約権の行使請求の取次場所該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所該当事項なし 1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。2 本社債が償還された場合には、本社債に付された本新株予約権を行使	
新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本金の額を減じた額とする。の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。(以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。(1)当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2)株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日(3)当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降(4)当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降 1 新株予約権の行使請求の受付場所三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求の取次場所該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所該当事項なし 4 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 5 本社債が償還された場合には、本社債に付された本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本新株予約権付社債を買い入れ	
新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2028年11月30日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(3) 当社が、別記「償還の方法」第3項「五の五の計算を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降(4) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益を失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降 1 新株予約権の行使請求の受付場所三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部2 新株予約権の行使請求の取次場所該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所該当事項なし 1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。2 本社債が償還された場合には、本社債に付された本新株予約権を行使	

自己新株予約権の取得の事由及び取 得の条件	該当事項なし
新株予約権の譲渡に関する事項	1 無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。 2 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産 当該本新株予約権に係る本社債 2 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

本各社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計5個の本新株予約権を発行する。

- 2. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項に定める行使請求の受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権が付された本社債について弁済期が到来するものとする。
- 3.株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名 義からの振替によって株式を交付する。

4. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

2 【新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社ケイファーマ第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社 債(注) 1
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金500,000,000円
各社債の金額(円)	金100,000,000円の1種
発行価額の総額(円)	金500,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものと する。
利率(%)	年率 2 %
利払日	2026年 6 月30日を第 1 回の利払日とし、その後毎年 6 月30日及 び12月31日(最後の支払いに関しては2029年11月30日)
利息支払の方法	1 本社債の利息は、払込期日の翌日(同日を含む。)から償還日(同日を含む。)までこれを付し、2026年6月30日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月30日及び12月31日(最後の支払いに関しては2029年11月30日)に、利息計算期間について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、1年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 2 利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。 3 本社債の償還後は、利息は発生しない。 4 本社債が2029年11月30日よりも前に償還される場合、当該償還される本社債の利息は、当該償還日の直前の利払日(第1回の利払日より前に本社債が償還される場合においては払込期日)の翌日(同日を含む。)から当該償還日(同日を含む。)までの期間について支払われる。また、本新株予約権が行使された場合、当該本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前の利払日後における当該本新株予約権に係る本社債の利息は発生しない。
償還期限	2029年11月30日
償還の方法	1 本社債は、2029年11月30日に、その総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第3号乃至第6号に定めるところによる。 2 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 3 当社は、償還日の2週間前までに本新株予約権付社債権者に通知した上で、いつでも、残でする本社債の全額100円につき金100円で繰上償還する。 4 組織再編行為による繰上償還 当社は、組織再編行為による繰上償還 当社は、組織再編行為による繰上償還 当社は、組織再編行為による繰上償還 当社は、組織再編行為による繰上償還 当社は、組織再編行為による線上償還 当社は、組織再編行為によいて、対しの円で償還する。 5 上場廃止等による繰上償還 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは、本新株予約権付社債権者のとは上場廃止が決定した日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求、又は当社から本新株付社債権者から書面による請求、又は当社から本新株付社債債債人対のの登録行営業日に残存する本社債の金額100円につき100円で償還する。

	有価証券	· 新届出書(組込方式)
	6 当社は、本業務提携基本契約第4条に定める義務に違反した場合には、アルフレッサが指定する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。 7 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。	
募集の方法	第三者割当ての方法により、アルフレッサに全額を割り当て る。	
申込証拠金(円)	該当事項なし	
申込期間	2025年12月3日	
申込取扱場所	株式会社ケイファーマ 経営管理部 東京都港区六本木七丁目7番7号	
払込期日	2025年12月3日 本新株予約権付社債を割り当てる日は2025年12月3日とする。	
振替機関	該当事項なし	
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。	
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。	
財務上の特約(その他の条項)	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の 特約は付されていない。	

- (注) 1.本書に係る株式会社ケイファーマ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債を、本書において、文脈に応じて個別に又は株式会社ケイファーマ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び株式会社ケイファーマ第3回無担保転換社債型新株予約権付社債と総称して、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といい、本新株予約権付社債については、2025年11月6日付の当社取締役会において発行を決議しております。
 - 2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債に、社債管理者は設置しない。

- 3.期限の利益喪失に関する特約
 - (1) 当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき。

当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができなかったとき。

当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

当社が本業務提携基本契約における誓約事項に違反したとき。

当社が()本投資契約における表明及び保証、又は()本業務提携基本契約における表明及び保証に違反したとき。

有価証券届出書(組込方式)

- (2) 当社が別記「償還の方法」、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第5項、別記「(新株予約権付社債に関する事項)」(注)第3項「株式の交付方法」又は別記「財務上の特約(担保提供制限)」の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされない場合、本新株予約権付社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。
- 4. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に書面により通知する方法によることができる。

- 5. 社債権者集会に関する事項
 - (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債権者と当社との間で特段の合意が無い限り、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- 6. 本新株予約権付社債について、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
	当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求 に係る本社債の額面金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」 第3項記載の転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使に より生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産 当該本新株予約権に係る本社債 2 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。 3 転換価額
	転換価額は、750円とする。但し、転換価額は下記5の規定に従って調整される。 4 転換価額の修正 転換価額の修正は行わない。 5 転換価額の調整
	(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める転換価額調整式をもって転換価額を調整する。
	交付普通 × 払込金額 1株あたりの 株式数 × 払込金額 1
	れたものを含む。)その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式等の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
	上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、上記取得条項付株式等に関して当該調整前に 上記 による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付 が行われた後の完全希薄化後普通株式数が、()上記交付の直前 の下記(4) に定める既発行普通株式数を超えるときに限り、調整 後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「交付 普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するも)上記交付の直前の下記(4) に定める既発行普通株式 数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。本 おける「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式の総数 から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除した 数とし、当該転換価額の調整前に、本(2)又は下記(5)に基づき 「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付さ れていない当社普通株式の株式数(但し、当該転換価額の調整前 に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなさ れた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株 式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付さ れることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。 本(2)における対価とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式 等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた 額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予

本(2)における対価とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式 等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた 額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予 約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、そ の行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、 その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等又は 取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価 額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交 付される普通株式の数で除した金額をいう。

普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用す る。

本(2) 乃至 の各取引において、各取引に係る基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本(2) 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整後の転換価額の適用日以降において、次の算出方法により、当社普通株式を追加交付する。

株式数 = (調整前 - 調整後) ×調整前転換価額により当該 株式数 = (転換価額 - 転換価額) × 期間内に交付された株式数 調 整 後 転 換 価 額

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。

	株式会社ケイファーマ(E389	,
Г	有価証券届出書(組込方式	式)
	転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、各取引に 係る基準日がある場合はその日、また、当該基準日が定められ	
	日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において	
	│ 当社の保有する当社普通株式を控除した数とし、当該転換価額 │	
	│ の調整前に、上記(2)又は下記(5)に基づき「交付普通株式数」│	
	とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普	
	通株式の株式数を加えるものとする。転換価額調整式で使用す ストゥムギス株式数 は、 並る株式の株式の株式の料が行われる場合	
	│	
	の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)と	
	し、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減し	
	少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に	
	関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使	
	用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの	
	払込金額」は、上記(2) の場合は当該払込金額(金銭以外の財	
	│ 産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場│ │ 合は0円とする。)、上記(2) 及び の場合は0円とし、上記│	
	(2) 及び の場合は上記(2) で定める対価の額とする。	
	(5) 上記(2)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げ	
	る場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当	
	社は、必要な転換価額の調整を行う。	
	会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とす	
	│ るとき。 │ その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等│	
	の発生により転換価額の調整を必要とするとき。	
	転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由	
	に基づく転換価額の調整に際して、他方の事由による影響を考慮	
	する必要があるとき。	
	(6) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開	
	│ 始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を │ 行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及び │	
	その適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)	
	に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うこと	
	ができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。	
新株予約権の行使により株式を発行	金500,000,000円	
する場合の株式の発行価額の総額 新株予約権の行使により株式を発行	 1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格	
する場合の株式の発行価格及び資本	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、	
組入額	別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調	
	整された場合は調整後の転換価額)とする。	
	2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本	
	│ 金及び資本準備金に関する事項 │ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額│	
	は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資	
	本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数	
	を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金	
	の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とす	
女性 7 /b 作 0 /5 /古世 188	る。 大変性を変に使用用は、2005年40日 4日から2000年44日20日本では生ま	
新株予約権の行使期間	本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2029年11月30日まで(行使 請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使する	
	していている。ことができない。	
	(1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業	
	日	
	(2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日	
	(3) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上	
	│ 償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 │(4) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本│	
	(4) 当性が、前的(注) 第3項 期限の利益を大に関する行為」に盛りと本	
	以降	
新株予約権の行使請求の受付場所、	1 新株予約権の行使請求の受付場所	
取次場所及び払込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	
	2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし	
	該国事項なり 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所	
	該当事項なし	
新株予約権の行使の条件	1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	
	2 本社債が償還された場合には、本社債に付された本新株予約権を行使	
	することはできないものとし、当社が本新株予約権付社債を買い入れ 当該本新株子約権付社債に係る社債部公本消却した場合における当該	
	│ 当該本新株予約権付社債に係る社債部分を消却した場合における当該 │ │ 本社債に付された本新株予約権についても同様とする。	
1	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	

自己新株予約権の取得の事由及び取 得の条件	該当事項なし
新株予約権の譲渡に関する事項	1 無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。 2 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産 当該本新株予約権に係る本社債2 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

本各社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計5個の本新株予約権を発行する。

- 2. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項に定める行使請求の受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権が付された本社債について弁済期が到来するものとする。
- 3.株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

の他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要

4. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、か つ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に 密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のそ

しないこととした。

3 【新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社ケイファーマ第3回無担保転換社債型新株予約権付社 債(注)1
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金500,000,000円
各社債の金額(円)	金100,000,000円の1種
発行価額の総額(円)	金500,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものと する。
利率(%)	年率 2 %
利払日	2026年6月30日を第1回の利払日とし、その後毎年6月30日及 び12月31日(最後の支払いに関しては2030年11月30日)
利息支払の方法	1 本社債の利息は、払込期日の翌日(同日を含む。)から償還日(同日を含む。)までこれを付し、2026年6月30日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月30日及び12月31日(最後の支払いに関しては2030年11月30日)に、利息計算期間について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、1年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 2 利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。 3 本社債の償還後は、利息は発生しない。 4 本社債が2030年11月30日よりも前に償還される場合、当該償還される本社債の利息は、当該償還日の直前の利払日(第1回の利払日より前に本社債が償還される場合においては払込期日)の翌日(同日を含む。)から当該償還日(同日を含む。)までの期間について支払われる。また、本新株予約権が行使された場合、当該本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前の利払日後における当該本新株予約権に係る本社債の利息は発生しない。
償還期限	2030年11月30日
償還の方法	1 本社債は、2030年11月30日に、その総額を本社債の金額100円で賞置する。但し、繰上賞還に関しては、本項第3号乃至第6号に定めるところによる。 2 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 3 当社は、償還日の2週間前までに本新株予約権付社債権者に通知した上で、いつでも、残存する本社債の全額100円につき金100円で繰上償還する。 4 組織再編行為による繰上償還当社が組織再編行為につき公表し、又は当社株主総会で承認決議した場合で、本新株予約権付社債権者のよる請求があった場合には、当社株主総会で承認決議した場合には、当社が発行する本社債の金額100円につき100円で償還する。 5 上場廃止等による繰上償還当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定されたた日又は上場廃止となった場合には、本新株予約権付社債権者から書面による請求、又は当社から本新株予約権付社債権者から書面による請求に対ける本が表合には、本新株予約権付社債債権者に対する償還決定の通知があった場合には、当該部又は通知日の翌銀行営業日に残存する本社債の全額100円につき100円で償還する。

	•	,
右価証券居出書	(組) 方寸	۲1

	有恤 计分类 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性 医多种性
	6 当社は、本業務提携基本契約第4条に定める義務に違反した場合には、アルフレッサが指定する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。 7 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。
募集の方法	第三者割当ての方法により、アルフレッサに全額を割り当て
申込証拠金(円)	該当事項なし
申込期間	2025年12月3日
申込取扱場所	株式会社ケイファーマ 経営管理部 東京都港区六本木七丁目7番7号
払込期日	2025年12月3日 本新株予約権付社債を割り当てる日は2025年12月3日とする。
振替機関	該当事項なし
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約(その他の条項)	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の 特約は付されていない。

- (注) 1.本書に係る株式会社ケイファーマ第3回無担保転換社債型新株予約権付社債を、本書において、文脈に応じて個別に又は株式会社ケイファーマ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び株式会社ケイファーマ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債と総称して、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といい、本新株予約権付社債については、2025年11月6日付の当社取締役会において発行を決議しております。
 - 2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債に、社債管理者は設置しない。

- 3.期限の利益喪失に関する特約
 - (1) 当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき。

当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができなかったとき。

当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

当社が本業務提携基本契約における誓約事項に違反したとき。

当社が()本投資契約における表明及び保証、又は()本業務提携基本契約における表明及び保証に違反したとき。

- (2) 当社が別記「償還の方法」、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第5項、別記「(新株予約権付社債に関する事項)」(注)第3項「株式の交付方法」又は別記「財務上の特約(担保提供制限)」の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされない場合、本新株予約権付社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。
- 4. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に書面により通知する方法によることができる。

- 5. 社債権者集会に関する事項
 - (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債権者と当社との間で特段の合意が無い限り、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- 6. 本新株予約権付社債について、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
	当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求 に係る本社債の額面金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」 第3項記載の転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使に より生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産 当該本新株予約権に係る本社債 2 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。 3 転換価額
	転換価額は、750円とする。但し、転換価額は下記5の規定に従って調整される。 4 転換価額の修正 転換価額の修正は行わない。 5 転換価額の調整 (1)当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(2)に掲げる各事
	由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める転換価額調整式をもって転換価額を調整する。
	交付普通 1株あたりの 既発行 + 対込金額 調整後 = 調整前 × 普通株式数 時 価
	合を含む。)、又は下記(4) に定める時価を下回る対価をもって 普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付さ れたものを含む。)その他の証券若しくは権利を交付する場合(無 償割当ての場合を含む。)(但し、当社又はその関係会社(財務諸表 等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める 関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権 を割り当てる場合を除く。) 調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式等の全てが当 初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付された ものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交
	付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記(4) に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、上記取得条項付株式等に関して当該調整前に 上記 による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付 が行われた後の完全希薄化後普通株式数が、()上記交付の直前 の下記(4) に定める既発行普通株式数を超えるときに限り、調整 後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「交付 普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するも)上記交付の直前の下記(4) に定める既発行普通株式 数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。本 おける「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式の総数 から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除した 数とし、当該転換価額の調整前に、本(2)又は下記(5)に基づき 「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付さ れていない当社普通株式の株式数(但し、当該転換価額の調整前 に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなさ れた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株 式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付さ れることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。 本(2)における対価とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式 等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた

本(2)における対価とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式 等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた 額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予 約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、そ の行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、 その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等又は 取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価 額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交 付される普通株式の数で除した金額をいう。

普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用す る。

本(2) 乃至 の各取引において、各取引に係る基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本(2) 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整後の転換価額の適用日以降において、次の算出方法により、当社普通株式を追加交付する。

株式数 = (調整前 - 調整後) ×調整前転換価額により当該 株式数 = (転換価額 - 転換価額) × 期間内に交付された株式数 調 整 後 転 換 価 額

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。

	株式会社ケイフ	
		書(組込方式)
	転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、各取引に 係る基準日がある場合はその日、また、当該基準日が定められ	
	ていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の	
	日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において	
	当社の保有する当社普通株式を控除した数とし、当該転換価額	
	の調整前に、上記(2)又は下記(5)に基づき「交付普通株式数」	
	│ とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普 │ 通株式の株式数を加えるものとする。転換価額調整式で使用す │	
	る「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合	
	には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当社	
	の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)と	
	し、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減	
	少する普通株式数(効力発生日における当社の有する普通株式に	
	関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使 用するものとする。転換価額調整式で使用する「1株当たりの	
	払込金額」は、上記(2) の場合は当該払込金額(金銭以外の財	
	産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場	
	合は0円とする。)、上記(2) 及び の場合は0円とし、上記	
	(2) 及び の場合は上記(2) で定める対価の額とする。	
	(5) 上記(2)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当	
	社は、必要な転換価額の調整を行う。	
	会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とす	
	るとき。	
	その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等	
	│ の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由	
	に基づく転換価額の調整に際して、他方の事由による影響を考慮	
	する必要があるとき。	
	(6) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開	
	始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を	
	行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及び その適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)	
	に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うこと	
	ができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。	
新株予約権の行使により株式を発行	金500,000,000円	
する場合の株式の発行価額の総額		
新株予約権の行使により株式を発行		
	1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格	
する場合の株式の発行価格及び資本	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、	
	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、 別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調	
する場合の株式の発行価格及び資本	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、 別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本	
する場合の株式の発行価格及び資本	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	
する場合の株式の発行価格及び資本	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額	
する場合の株式の発行価格及び資本	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資	
する場合の株式の発行価格及び資本	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額	
する場合の株式の発行価格及び資本	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数	
する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。	
する場合の株式の発行価格及び資本	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。	
する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2030年11月30日まで(行使請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使する	
する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。	
する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2030年11月30日まで(行使請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日	
する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2030年11月30日まで(行使請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日、は、大会社証券保管振替機構が必要であると認めた日	
する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2030年11月30日まで(行使請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日(3) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上	
する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2030年11月30日まで(行使請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日 (3) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降	
する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2030年11月30日まで(行使請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2)株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日(3)当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降(4)当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時	
する場合の株式の発行価格及び資本組入額 新株予約権の行使期間	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2030年11月30日まで(行使請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日(3) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降(4) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降	
する場合の株式の発行価格及び資本組入額 新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2030年11月30日まで(行使請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日、銀行の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 (4) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降	
する場合の株式の発行価格及び資本組入額 新株予約権の行使期間	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2030年11月30日まで(行使請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日、銀行の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 (4) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 (4) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降	
する場合の株式の発行価格及び資本組入額 新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2030年11月30日まで(行使請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日(3) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降(4) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降 1 新株予約権の行使請求の受付場所三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求の取次場所	
する場合の株式の発行価格及び資本組入額 新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2030年11月30日まで(行使請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日、銀行の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 (4) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 (4) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降	
する場合の株式の発行価格及び資本 組入額 新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2030年11月30日まで(行使請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2)株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日(3)当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 (4)当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降 1 新株予約権の行使請求の受付場所三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求の取次場所該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所該当事項なし	
する場合の株式の発行価格及び資本組入額 新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2030年11月30日まで(行使請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日(3) 当社が、別記「償還の方法」第3項乃至第5項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降(4) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降 1 新株予約権の行使請求の受付場所三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部2 新株予約権の行使請求の取次場所該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所該当事項なし 1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	
する場合の株式の発行価格及び資本 組入額 新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2030年11月30日まで(行使請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日(3) 当社が、別記「償還の方法」第3項の五差で表別できない。(4) 当社が、別記「償還の方法」第3項の五差で表別できない。(5) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降 1 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求の取次場所該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所該当事項なし 1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 2 本社債が償還された場合には、本社債に付された本新株予約権を行使	
する場合の株式の発行価格及び資本 組入額 新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を生じる場合はその端数を生じる場合はその端数を生じる場合は多の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2030年11月30日まで(行使請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(遺還の方法)第3項「類限の利益を喪失し関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降 1 新株予約権の行使請求の受付場所三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部2 新株予約権の行使請求の取次場所該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の取次場所該当事項なし 4 本社債が遺還された場合には、本社債に付された本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本新株予約権付社債を買い入れ	
する場合の株式の発行価格及び資本 組入額 新株予約権の行使期間 新株予約権の行使請求の受付場所、 取次場所及び払込取扱場所	本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 本新株予約権の行使期間は、2025年12月4日から2030年11月30日まで(行使請求期間)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日(2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日(3) 当社が、別記「償還の方法」第3項の五差で表別できない。(4) 当社が、別記「償還の方法」第3項の五差で表別できない。(5) 当社が、前記(注)第3項「期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降 1 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求の取次場所該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所該当事項なし 1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 2 本社債が償還された場合には、本社債に付された本新株予約権を行使	

自己新株予約権の取得の事由及び取 得の条件	該当事項なし
新株予約権の譲渡に関する事項	1 無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。なお、本新 株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めによ り、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできな い。 2 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものと する。
代用払込みに関する事項	1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産 当該本新株予約権に係る本社債 2 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

本各社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計5個の本新株予約権を発行する。

- 2. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項に定める行使請求の受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権が付された本社債について弁済期が到来するものとする。
- 3.株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名 義からの振替によって株式を交付する。

4. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

4 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,500,000,000円	9,215,000	1,490,785,000

(注) 1. 払込金額の総額は、第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債に係る 払込金額を合算したものになります。

・第1回新株予約権付社債に係る払込金額の総額	500,000,000円
・第2回新株予約権付社債に係る払込金額の総額	500,000,000円
・第3回新株予約権付社債に係る払込金額の総額	500,000,000円

- 2.発行諸費用の内訳は、本新株予約権付社債の発行に関する弁護士費用、登記費用、第三者評価機関による評価算定費用及びその他諸費用の合計額となります。
- 3.発行諸費用の概算額には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記、差引手取概算額1,490百万円につきましては、下表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
研究開発資金(KP8011(亜急性期脊髄損傷)をはじめと した再生医療事業の研究開発費資金(人件費除く))	690	2026年 1 月 ~ 2029年12月
研究開発資金(人件費、共通費)	400	2026年 1 月 ~ 2028年12月
運転資金	400	2026年 1 月 ~ 2028年12月

(注) 調達資金につきましては、支出迄の期間は銀行預金等にて適切に管理する予定であります。

< 手取金の使途について >

研究開発資金(KP8011(亜急性期脊髄損傷)をはじめとした再生医療事業の研究開発費資金(人件費除く))

当社は慶應義塾大学医学部発ベンチャー企業として、iPS細胞を活用した創薬事業(以下「iPS創薬事業」といいます。)、iPS細胞を活用した再生医療事業(以下「再生医療事業」といいます。)の研究・開発とその収益化を短期的な視点だけではなく、中長期的な視点も意識して推進しております。

その内、再生医療事業では、5つの開発パイプラインの研究を行っており、その内の亜急性期脊髄損傷に関する開発パイプラインにおいて、2025年3月21日に当社の共同研究先である慶應義塾大学医学部等により発表された"「亜急性期脊髄損傷に対するiPS細胞由来神経前駆細胞を用いた再生医療」の臨床研究について(経過観察の終了)"によると、目標どおり4症例への移植を実施し、細胞移植後1年間の経過観察を完遂し、4症例全てが安全性及び有効性評価に含められた旨が報告されたことを受け、2025年4月4日に適時開示した「亜急性期脊髄損傷に関する慶應義塾大学との共同研究契約締結のお知らせ」に記載のとおり、学校法人慶應義塾とこれまでの共同研究成果を引き継いだ共同研究契約等を新たに締結している等、着実に事業を推進しております。

一方、当社が行っている再生医療事業は未開拓の領域ということもあり、多額の研究開発費用と長い研究期間を要し、安定的に資金を確保した上で研究開発費用に充当する必要があることから、亜急性期脊髄損傷をはじめとした再生医療事業に直接関係する学校法人慶應義塾との共同研究契約に基づく共同研究費等の研究開発費資金(人件費除く)として、今回調達する資金のうち、690百万円を2026年1月から2029年12月にわたり充当する予定であります。

研究開発資金(人件費、共通費)

当社はiPS創薬事業と再生医療事業の2つの事業を推進しておりますが、どちらもiPS細胞を活用するという特性があり、密接に関係していることから、人件費や試薬購入費等の一部の経費に関しては、iPS創薬事業又は再生医療事業のどちらにも区分し難い費用がございます。

これらの費用も再生医療事業の推進に不可欠であることから、今回調達する資金のうち、400百万円を2026年 1月から2028年12月にわたり充当する予定であります。

運転資金

上記 、 に記載した研究開発以外の事業開発や管理部門に関する人件費や家賃等の費用として、今回調達する資金のうち、400百万円を2026年1月から2028年12月にわたり充当する予定であります。

なお、手取金の使途について上記の使途以外への充当を決定した場合や、追加の資金の調達があった場合に は、適時適切に開示いたします。

第2【売出要項】

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	アルフレッサ株式会社
本店の所在地	東京都千代田区神田美土代町 7 番地
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 福神 雄介
資本金	4,000百万円
事業の内容	医療用医薬品、医療機器、医療用検査試薬、介護用品、健康食品、一般用医薬品等の卸売販売
主たる出資者及びその出資比率	アルフレッサ ホールディングス株式会社(以下「ア ルフレッサHD」といいます。) 100%

(2) 提出者と割当予定先との関係

出資関係	割当予定先が保有している当社の株式はございませんが、割当予定先の親会社であるアルフレッサHDは、2025年6月末において当社株式を315,700株(所有株式数の割合 2.72%)保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	割当予定先の関係会社であるアルフレッサ ファーマ株式会社と「ロピニロール塩酸塩を活用したALS治療薬の開発権・製造販売権許諾契約」を2023年3月に締結しております。また、割当予定先の親会社であるアルフレッサHDとは「資本及び業務の提携に関する基本合意書」を2023年8月に締結しており、当社株式315,700株を保有すると共に当社との日本国内における戦略的な業務提携構築を目的としております。本業務提携基本契約の締結もこの業務提携構築の延長線上にあるものになります。

⁽注) 提出者と割当予定先との関係の欄は、別途記載のある場合を除き、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、有効な治療法が確立していない神経難病に対して、当社取締役CSO(Chief Scientific Officer)兼慶應義塾大学教授、再生医療リサーチセンター センター長の岡野栄之、及び当社取締役CTO(Chief Technology Officer)兼同大学医学部整形外科学教室教授の中村雅也を中心とした長年の基礎研究の成果を実用化し、一刻も早く臨床の現場に有効な治療法を届けるため、慶應義塾大学医学部発のベンチャー企業として、2016年11月に、「医療イノベーションを実現し、医療分野での社会貢献を果たします」を経営理念として、医薬品及び再生医療等製品の研究・開発・製造・販売を事業目的として設立いたしました。

この事業目的達成のためには、開発品の導入や導出のほか、研究開発から臨床、上市までの各段階において、製造、流通、販売等についてパートナー企業との広範な提携関係を構築し、適切なバリューチェーンを構築することが不可欠であると考えております。

アルフレッサグループは、アルフレッサを中心とした医療用医薬品、医療用検査試薬、医療機器・材料等の卸販売、アルフレッサ ヘルスケア株式会社を中心とした一般用医薬品等の卸販売、アルフレッサ ファーマ株式会社を中心とした医薬品、医療用検査試薬、医療機器・用具、医薬品原薬等の製造販売及びアポクリート株式会社を中心とした調剤薬局の経営を主たる事業としている医薬品の国内取扱いにおいて有数のグループ企業になります。

当社はこれらを勘案し、2023年3月にアルフレッサ ファーマ株式会社と「ロピニロール塩酸塩を活用したALS治療薬の開発権・製造販売権許諾契約」を締結し、2023年8月にはアルフレッサHDと「資本及び業務の提携に関する基本合意書」の締結を行い、当社株式315,700株の割当と併せ、日本国内における戦略的な業務提携を推進しているところであり、サプライチェーン構築推進の為、再生医療事業の主に流通部分の強化を目的とし、アルフレッサと2025年11月に本業務提携基本契約を締結すると共にアルフレッサを割当予定先とする本新株予約権付社債を発行することを決定いたしました。

なお、当社は2024年12月期および2025年12月期中間会計期間における営業キャッシュ・フローが、それぞれ983百万円のマイナス、431百万円のマイナスであり、継続的に営業キャッシュ・フローがマイナスになってはいるものの、2025年6月末時点において1,836百万円の現預金を保有しているため、現時点において当面の資金繰りに懸念はございませんが、今般締結する本業務提携基本契約により再生医療事業を一層推進していく上で資金を更に確保する必要があると考えていることから、今回資金調達を行うことといたしました。

(4) 割り当てようとする新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式であり、その総数は、1,999,998株です(但し、別記第1「募集要項」1「新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」「(新株予約権付社債に関する事項)」「新株予約権の目的となる株式の数」、第1「募集要項」2「新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」「(新株予約権付社債に関する事項)」「新株予約権の目的となる株式の数」及び第1「募集要項」3「新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)」「(新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)」「(新株予約権付社債に関する事項)」「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがあります。)。

(5) 株券等の保有方針

アルフレッサ株式会社は、当社取締役会による承認がない限り、本新株予約権付社債を第三者に譲渡することはできません。

また、本新株予約権付社債が当社普通株式に転換された場合については、アルフレッサ株式会社との協議において、同社による本第三者割当による当社への投資は本業務提携基本契約に伴い行われるものであり、同社は、事業戦略上重要な目的を有する場合には、当該株式を中長期的に継続して保有する方針であることを確認しております。

(6) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるアルフレッサからは、本新株予約権付社債の払込金額総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けております。また、アルフレッサが2025年6月17日に公表した「第78期決算公告」の貸借対照表から、アルフレッサにおける十分な流動資産の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。

(7) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるアルフレッサ、同社の役員及び主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、並びにアルフレッサ、同社の役員及び主要株主が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、アルフレッサ、同社の役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを以下のとおり認識しております。

当社と割当予定先であるアルフレッサとの間で締結する本業務提携基本契約の中で、アルフレッサは、同社が、 反社会的勢力との関係を有していないことを表明しており、また、将来にわたっても関係を有しないことを確約し ております。 また、割当予定先の親会社であるアルフレッサHDは、東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(最終更新日2025年10月1日)に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、割当予定先であるアルフレッサ、同社の役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。

当社は、当社の把握する限りにおいて、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係が無いと判断しており、割当予定先と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の制限が付されております。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債の転換価額は、割当予定先との協議により、基準日(2025年11月5日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額750円に決定いたしました。

第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債の払込金額その他の発行条件は、各々の新株予約権付社債引受契約に従い、当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長野口真人、以下「プルータス・コンサルティング」といいます。)に本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権付社債の公正価値を額面100円当たり100円と算定した本新株予約権付社債の評価報告書を受領致しました。プルータス・コンサルティングは、第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債の発行要項並びに新株予約権付社債発行引受契約に定められた諸条件を相対的に適切に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しており、現時点における市場環境、当社の資金需要、当社の採りうる資金調達手法等を勘案すると、当社が新株予約権付社債引受契約に従って第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債を発行することには合理性が認められると考えております。

なお、当社監査役3名(全員が社外監査役)全員から、本新株予約権付社債の発行条件は、第三者算定機関の選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された価値評価額以上であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債が当初の転換価額750円で全て転換された場合に交付される株式数は1,999,998株(議決権数19,999個)であり、2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数11,604,600株(議決権数116,008個)に対して17.23%(議決権に対し17.24%)(小数点第3位を四捨五入)の希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当により調達した資金を、「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の使途に充当することで、開発パイプラインの開発進捗を着実に進めることは、当社の事業 価値向上に貢献し、当社の株主価値向上に資するものと考えております。

また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は119,675株であることから、第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式を円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していると考えております。

以上より、本第三者割当における発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

			総議決権数に	\$111/44 A	割当後の総議
氏名又は名称 氏名又は名称	 住所		対する所有議	割当後の 所有株式数	決権数に対す
10 11 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	12771	(株)	決権数の割合 (%)	(株)	る所有議決権 数の割合(%)
+= = -1.00	**************************************	0.004.000		0.004.000	
福島 弘明	東京都千代田区	2,331,000	20.09	2,331,000	17.13
アルフレッサ株式 会社	東京都千代田区神田美土代町7番地	-	-	1,999,998	14.70
SBI Ventures Two 株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,726,500	14.88	1,726,500	12.69
中村 雅也	東京都大田区	1,177,000	10.14	1,177,000	8.65
岡野 栄之	東京都文京区	1,166,000	10.05	1,166,000	8.57
大和日台バイオベ		4 440 000	0 05	4 440 000	0.40
ンチャー2号投資 事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 	1,143,000	9.85	1,143,000	8.40
かごしまバリュー	<u> </u>				
アップ投資事業有 限責任組合	鹿児島市山之口町 1 番10号 	641,000	5.52	641,000	4.71
ア ル フ レ ッ サ ホールディングス	 東京都千代田区大手町一丁目1番3号	315,700	2.72	315,700	2.32
ホールティンテス 株式会社		313,700	2.72	313,700	2.32
テクノロジーベン			_		
チャーズ 5 号投資 事業有限責任組合	東京都港区北青山二丁目 5 番 1 号	234,800	2.02	234,800	1.72
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目 6 番21号	107,400	0.92	107,400	0.78
計		8,842,400	76.22	10,842,398	79.71

- (注) 1.割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年6月30日現在の株主 名簿を基準として記載しております。
 - 2.「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

第三部 【追完情報】

1 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第8期)の提出日(2025年3月28日)以降、本有価証券届出書提出日(同年11月6日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年3月28日提出の臨時報告書)

1【提出理由】

当社は、2025年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 2025年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少並びに剰余金処分の件

- 1. 資本金の額の減少の内容
 - (1) 減少する資本金の額

2024年12月31日現在の資本金の額100,000,000円のうち、90,000,000円を減少して、10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日 2025年5月31日

2.剰余金の処分の内容

上記の資本金の額の減少の効力が生じることを条件として、2024年12月31日時点の繰越利益剰余金の欠損金の額に相当する額を以て、次のとおり欠損填補に充当いたします。

- (1) 減少する剰余金の項目および額 その他資本剰余金 846,455,538円
- (2) 増加する剰余金の項目および額繰越利益剰余金 846,455,538円

第2号議案 取締役5名選任の件

福島弘明、松本真佐人、岡野栄之、中村雅也、山田美穂を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛 成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本金の額の減少並 びに剰余金処分の件	101,689	145	-	(注) 1	可決 99.74
第 2 号議案 取締役 5 名選任の件 福島 弘明 松本 真佐人 岡野 栄之 中村 雅也 山田 美穂	101,745 101,734 101,742 101,743 101,735	89 100 92 91 99	- - - -	(注) 2	可決 99.80 可決 99.79 可決 99.80 可決 99.80 可決 99.79

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

2 資本金の増減

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第8期)の提出日(2025年3月28日)以降、本有価証券届出書提出日(同年11月6日)までの間における資本金の増減は以下のとおりです。

年月日	発行済株式	発行済株式	資本金増減額	資本金残高	資本準備金	資本準備金残高
	総数増減数(株)	総数残高(株)	(千円)	(千円)	増減額(千円)	(千円)
2025年 5 月31日	-	11,604,600	90,000	10,000	-	2,028,637

(注) 1.会社法第447条第1項の規定に基づき、2025年5月31日付けで資本金を90,000千円減少し、資本剰余金(その 他資本剰余金)に振り替えると共に、欠損填補に充当しております(減資割合90.0%)。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 2024年1月1日	2025年 3 月28日
	(第8期)	至 2024年12月31日	関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度	自 2025年1月1日	2025年 8 月14日
	(第9期中)	至 2025年6月30日	関東財務局長に提出

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年3月27日

株式会社ケイファーマ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 阿部 博

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 佐藤 太基

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられて いる株式会社ケイファーマの2024年1月1日から2024年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細 表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会 社ケイファーマの2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フ ローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準におけ る当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要である と判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

研究開発費の計上時期及び計上金額の妥当性

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

会社はiPS創薬及び再生医療に関連する医薬品の研究 開発を行っており、財務諸表の「注記事項(損益計算書 関係)」に記載のとおり、当事業年度の研究開発費が 451,642千円計上されている。

会社の研究開発は、自社での研究に加え、学校法人慶 應義塾、学校法人北里研究所及び独立行政法人国立病院 機構大阪医療センターとの共同研究並びに研究開発受託 会社等への業務委託等(以下「委託研究等」という)に より行われている。これらの研究開発は、主に、研究開 発の状況を踏まえ契約期間にわたり、もしくは、検収を 行った時点にて費用処理される。

研究開発は会社の将来の収益獲得の源泉となる重要な活動であり、研究開発費には金額的な重要性がある。また、共同研究及び委託研究等は、研究開発の種類及び内容が多岐にわたり、費用処理に判断を要することから、不適切な会計期間に計上されるリスク及び不適切な金額で計上されるリスクが存在する。

以上から、当監査法人は、研究開発費の計上時期及び計 上金額の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において 特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると 判断した。

監査上の対応

当監査法人は、研究開発費の計上時期及び計上金額の 妥当性を検証するため、主に以下の手続を実施した。 (1) 内部統制の評価

研究開発費に係るプロセスに関連する内部統制の整備 状況及び運用状況の有効性を評価した。

評価に当たっては、特に研究開発費の計上時期及び計上金額の妥当性に対応するための統制に焦点を当てた。

(2) 実証手続

契約金額や契約先等を考慮して仕訳より共同研究及び 委託研究等を抽出し、以下の手続を実施した。

- 契約書等を閲覧し、契約内容及び研究開発に係る契約か 否かを確認した。
- ・共同研究及び委託研究等について、研究開発活動の進捗 状況を理解するため、経営者等への質問を実施するとと もに、取締役会議事録、社内の研究開発の進捗状況に関 する重要会議の議事録及びこれらの関連資料を閲覧し た。
- ・共同研究について、契約先との研究開発の状況が議論された議事録を閲覧した。
- ・委託研究等について、請求書や委託先からの試験結果報 告書等の外部証憑との突合を実施した。
- 上記手続により理解した契約内容及び研究開発の状況に 基づき、計上時期及び計上額の妥当性を確かめるため に、契約書等との突合及び再計算を行った。

また、期末日後の一定期間において到着した請求書及び計上された仕訳を確認し、当期に計上すべき研究開発の契約がないことを確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、 並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている 場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を 行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ケイファーマの2024年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ケイファーマが2024年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部 統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、 識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項 について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

EDINET提出書類 株式会社ケイファーマ(E38985) 有価証券届出書(組込方式)

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月14日

株式会社ケイファーマ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 阿 部 博

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 佐 藤 太 基

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイファーマの2025年1月1日から2025年12月31日までの第9期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケイファーマの2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務 諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される 年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していない と信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内 容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかど うかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。